

平成30年度第3回尾張旭市国民健康保険運営協議会会議事録

1 開催日時

平成31年2月14日（木）

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時00分

2 開催場所

尾張旭市役所 3階 講堂1

3 出席委員

被保険者を代表する委員（5名）

耳塚 菖子、三浦 雅子、宮部 百合子、河野 次雄、鈴木 一平
保険医又は保険薬剤師を代表する委員（3名）

花井 雅志、山崎 雅弘、加藤 富士子

公益を代表する委員（5名）

塚本 佳子、永井 加代美、金谷 津由子、渡邊 欣聖、加藤 絃司
13名

4 欠席委員

黒江 幸四郎、近藤 三博 2名

5 傍聴者数

3名

6 出席した事務局職員

健康福祉部長 森 喜久子、保険医療課長 浅野 哲也、

課長補佐兼高齢者医療係長 長嶋 ゆかり、

国保年金係長 小川 由香里、国保庶務係長 森下 亜希子、

国保庶務係副主幹 大津 俊介、国保庶務係主査 榊原 博子

7 議題等

- (1) 平成31年度国民健康保険事業費納付金の本算定結果について
- (2) 国民健康保険税に係る課税限度額の改定について（諮問）
- (3) 低所得者に係る保険税軽減の拡充について（諮問）
- (4) 応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて（諮問）
- (5) その他

8 会議の要旨

<p>会長</p>	<p>定刻になりましたので、ただいまから平成30年度第3回尾張旭市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>会議に入ります前に、黒江 幸四郎委員、近藤 三博委員から本会を欠席される旨の連絡がございましたことをご報告いたします。</p> <p>本日の出席委員数は13名でございます。本会規則第7条の規定による定足数、8名に達しておりますので、ただいまより開会します。</p> <p>なお、この会議は傍聴を認め、後日議事録を公表するといった会議の公開を行うものでございます。委員の皆様にはご了承くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、開会にあたり、健康福祉部長よりひとこと申し上げます。</p>
<p>健康福祉部長</p>	<p>みなさまこんにちは。健康福祉部長の森でございます。本日はお忙しい中、国民健康保険運営協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。本会を開催しましたのは、次第にもありますように、4件の議題についてご協議いただくためです。議題(1)では、平成31年度の国民健康保険事業費納付金の本算定結果についてです。前回の会議では仮算定結果についてご説明させていただきましたが、今回は本算定の結果が示されましたので、それについてご説明をさせていただきます。また、議題の(2)、(3)、(4)につきましては、国民健康保険税に関する市長からの諮問事項をご協議いただくものになります。どうぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>議題に入ります前に、運営協議会規則第13条の規定により、2人の委員を議事録署名者として指名させていただきます。</p> <p>議事録署名者には、金谷 津由子委員、花井 雅志委員のお二人にお願いしたいと思います。</p> <p>なお、議事録については、後日事務局が作成し、署名をいただきますのでよろしく申し上げます。</p> <p>また、本日の議事の進め方ですが、本日は議題が多く、諮問事項</p>

	<p>も3件ありますので、効率的に進めるため議題の(2)から(4)までは事務局からまとめて説明を受け、質疑はその後で一括して行うこととしたいのですが、いかがでしょうか。</p> <p>ご異議がないようですので、そのように進めさせていただきます。</p>
会長	<p>それでは、議題(1)「平成31年度国民健康保険事業費納付金の本算定結果について」、事務局より説明をお願いします。</p>
国保庶務係長	<p>**資料の確認** (資料1により説明)</p>
会長	<p>事務局の説明に対して、質疑等はございませんか。</p>
河野次雄委員	<p>税率の均等割と平等割はどう違うのですか。</p>
国保庶務係長	<p>均等割は、加入者1人当たりにかかる税で、平等割は世帯ごとにかかる税です。</p>
耳塚菖子委員	<p>資料1の一番下にある、尾張旭市は「応能分」は低く「応益分」は高い傾向にある、とありますが、別紙で県内の一人当たり所得を見ると平均よりやや低いのに、標準保険料率と比較すると、所得割は高いというのはどういうことでしょうか。</p>
国保庶務係長	<p>所得割というのは、所得の額に対して税率をかけるもので、所得が多い人ほど金額が高くなるというものです。県が示した標準保険料率は、現行の尾張旭市の税率よりも、所得のあるかたに保険税を多く負担していただく形で計算されています。</p>
耳塚菖子委員	<p>別紙の「年齢調整後医療費指数」というのは、高齢者が多いところは医療費が高くなるので、年齢構成が同じとみなして医療費を計算するという考え方でしょうか。</p>
国保庶務係長	<p>「年齢調整後医療費指数」とは、被保険者を5歳刻みで分け、各市町の各年齢階層級別の1人あたり医療費が全国平均であった場合の医療費と、実際の医療費を比較して、全国平均より高いか低いかをはかる指数になります。尾張旭市は0.88ほどなので、全国平均より、医療費を使っていないということを意味しています。</p>

耳塚菖子委員	たとえば瀬戸市は医療費指数は上位であり、所得は低い。激変緩和措置後だと、尾張旭市と瀬戸市はほとんど同じになっています。どういう計算でこのようになってくるのか、よく分からない。
国保庶務係長	まず人数が、尾張旭市の国保に加入している人が愛知県全体の国保加入者の中で何パーセントを占めるのかを出します。これが約1%です。次に、所得の総額が同様に愛知県全体の中で尾張旭市のかたの分が何パーセントを占めるか、これも約1%です。その合計で約2%が尾張旭市が負担する分、ということに原則的にはなります。結果としては、そこに激変緩和措置や加減算が加わるので、1%程度になりましたが、人数と所得の割合で算出された結果ということです。
会長	他にご質問はありますか。
河野次雄委員	資料1の最後にある、『尾張旭市の特徴として、標準保険料率と比べて「応能分（所得割）」は低く「応益分（均等割・平等割）」は高い傾向にある。』というのは、具体的にはどういう意味ですか。
国保庶務係長	国としては県内の保険料を統一していきたいという思いがあるのですが、現実的にはなかなか難しいのが現状であり、標準保険料率があくまでも参考値という形で提示されています。それから見ると、尾張旭市は所得のあるかたに対してかけている所得割が低く、一人当たり一世帯当たりに対してかけている均等割・平等割が高いので、保険税率を見直すときには、所得割を上げて均等割・平等割を下げるということを検討してはどうか、という提示がされていると思います。
河野次雄委員	同じくらいにすると、納付金の面でよくなるということですか。
国保庶務係長	同じくらいにすると、納付金を支払うことができるであろうという想定で算定されています。
河野次雄委員	わかりました。
会長	河野委員、よろしいでしょうか。それでは、次の議事に移りたいと思います。

	先ほど提案させていただいたとおり、議題の(2)から(4)まではまとめて説明を受けたいと思いますので、議題(2)「国民健康保険税に係る課税限度額の改定について」、議題(3)「低所得者に係る保険税軽減の拡充について」、議題(4)「応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて」、事務局より一括して説明をお願いします。
国保年金係長	(資料2～4により説明)
会長	事務局の説明に対して、意見等はありませんか。 質問者の方は、資料番号を示してご質問ください。
耳塚菖子委員	資料2－3で税収が471万円増額になり、資料3で約193万円の減収になる、ということで、市としては税収が278万円ほどが増額となるということでしょうか。
国保年金係長	国保全体の収支としてはそうなりますが、資料2－3の課税限度額改定と資料3の軽減拡充は、改定の趣旨が全く別のものです。資料2－3の金額が大きいのは、改定により影響を受ける方々の所得が高いためです。
耳塚菖子委員	先ほども質問がありましたが、資料1の『尾張旭市の特徴として、標準保険料率と比べて「応能分」は低く「応益分」は高い傾向にある。』というのがどういう意味なのか、もう一度説明していただけますか。所得割をもっと上げるということは可能なのですか。
国保庶務係長	保険税率を決めるのは市町村の判断なので、県が標準保険料率を示しているからといってそれに沿わなければならないものではありませんが、納付金を納めるために税収が足りない、あるいは多過ぎる、ということがあれば、税率を上げ下げする判断が必要になります。その場合は、この運営協議会の場で諮らせていただき、ご意見をいただいた上で、ということになります。
耳塚菖子委員	分かりました。
会長	他にご質問はありますか。

河野次雄委員	<p>諮問事項3で、減免期間を2年にした理由は何でしょうか。</p>
国保庶務係 副主幹	<p>今回減免期間を2年にした理由は、後期高齢者医療制度で同様の旧被扶養者制度の減免期間を2年とするように改定がなされました。国民健康保険もそれにならって2年とするように、と国から指針が出されたためです。</p> <p>なお、もともとこの制度ができた当初は2年間の期限があったのですが、当時の政策で「当分の間」と期限を延ばされていましたので、本来の形に戻したとお考えいただいて結構です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に質問はありますか。</p> <p>ないようですので、議題(2)「国民健康保険税に係る課税限度額の改定について」、議題(3)「低所得者に係る保険税軽減の拡充について」、議題(4)「応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて」、は、諮問事項であり、市長に答申することとなっております。</p> <p>協議会の答申として、諮問どおり認めることについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>挙手全員でありますので、諮問のとおり認めることといたします。</p> <p>市長への答申書につきましては、「諮問内容を適当と認める」という形で作成したいと思います。</p> <p>それでは3つの議題をあわせた答申書の案を配布いたしますので、しばらくお待ちください。</p>
	<p>(答申書案 配布)</p>
会長	<p>ただいま、事務局から答申書の案をお配りしました。</p> <p>この答申書を市長に提出いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、次の議事に入ります。</p> <p>議題(5)「その他」につきまして、事務局よりお願いします。</p>

<p>保険医療課長</p>	<p>委員の皆様への任期についてでございますが、5月末までお願いしております。現在の任期での会議は今回が最後の予定でございます。ご協力いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>また、皆様方の中には再任をお願いする場合もございますので、その際にはどうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p>
<p>国保庶務係長</p>	<p>これまでの会議で、尾張旭市は健康都市として健康づくりに取り組んでいるが、愛知県はどんな取り組みを行っているのか、というご質問がありました。愛知県では「健康日本21あいち新計画」の中で、「健康長寿あいちの実現」を基本目標に色々な取り組みを行っております。たとえば、平成29年9月に厚生労働省から公表された「平成28年国民健康・栄養調査」において、愛知県が野菜の摂取量全国ワースト1位という結果でした。そこで愛知県では、「健康に関心の低いかたを含めた全県民に健康作りに関する情報を発信する」という「健康づくりチャレンジ推進事業」というのを始めております。民間企業や学生とコラボレーションした「あいちみんなのサラダプロジェクト」では、9大学27チームが参加したレシピコンテストを開催したり、クックパッドにレシピを公開したりとけっこうがんばっています。3月2日から3日の土日にイオンモールナゴヤドーム前店で啓発イベントを行うそうですので、ぜひご注目ください。</p> <p>また、ウォーキングや健診の受診など健康づくりをすることでポイントが貯まり、協力店で優待が受けられる「あいち健康マイレージ事業」というのもあるのですが、こちらは尾張旭市の健康マイスター事業と協同して行っています。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局の説明に対して、ご意見等はございませんか。</p> <p>特にないようですので、本日の日程は、以上で終了いたしました。長時間にわたりご協議をいただき、ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、平成30年度第3回尾張旭市国民健康保険運営協議会を終了します。</p>

午後3時00分閉会